



法令

▽道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等尙くも
道路行政に當る人々の知
らざるべからざることは
凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

◎軌道敷設工事方法變更ニ付公共團體 ノ議會ノ意見徵收ニ關スル件

(大正十五年一月二十日香土第一二六號)
香川縣知事宛 土木局長 回答)

客年十一月十一日一四發土第四七六號ヲ以テ標記ノ件御照
會相成候處從來ノ通牒ハ舊法ノ廢止ニ伴ヒ適用スヘキ限り
ニ無之候ヘ共府縣制第四十二條又ハ第六十八條ノ規定ニ依
リ參事會ニ於テ處理スルハ差支無之候

法令

香川縣知事照會(大正十四年十一月十二日)
一四發土第四七六號)

軌道法施行規則第四條第二項ノ規定ニ依リ道路ニ關スル費用ヲ負
擔スル公共團體ノ意見ヲ徵スルニ當リ府縣會召集ノ時期ニアラサ
ルトキハ明治三十四年十月訓令第十七號軌道取扱方心得第二條ノ
主旨ニ依リ參事會ノ意見ヲ徵シ可然哉

質疑應答

問・町村道を改良したるに國有林物産の拂下げを受けた者
が其の使用人をして重量木材を積載した荷馬車を通行せし
め該道路を破損するも、道路管理者は荷車積載量の制限を
爲すべき権限を有せざるを以て如何ともする能はず、斯る
場合に於て道路管理者は林産物の拂下を受けた者に對し道
路復舊工事の費用を負擔せしむることが出来るや(岡山縣
高島村役場)

答 道路を特に損傷する原因と爲るべき事業を爲す者に對して
は道路の維持又は修繕の費用の一部を其の事業者に負擔せしむる
ことは道路法第四十條の規定する所であつて、此規定に依つて負
擔を命ずる要件は道路を損傷する原因と爲るべき事業を爲す者に
命ずること、その事業と道路の維持修繕の原因が因果關係を有す
ること、負擔金の範圍は道路の維持修繕の費用の一部に限ること
である、質問の場合に國有林産物の拂下げを受けた者が直接に木

材の運搬を營みつゝある場合に於ては第一の要件を具備することと爲るのであるが、林産物の拂下げを受けた者が直接に運搬行爲を爲さず他の者が實行する場合に在りては、拂下を受けた者は道路を損傷する原因と爲るべき事業を爲す者に該當しないから負擔を命ずることが出来ない、第二の要件である因果關係に就ても亦同様であるが、假令二の要件に該當しても道路復舊工事の費用全部を負擔せしむることは法の許さざる所であるから道路損傷の實情に察して八割若は九割なり適當の範圍に於て負擔金を決定すれば可いのである。以上述べた方法に依るのも一策であるが、若し林産物の拂げを受けた者が直接運送行爲を經營せざる場合に在りては、是等のものは常に道路工事に因つて著しく利益を受くるものと認むることが出来るから、道路法第三十九條の規定に依つて受益者負擔金を徴収するのの一の方法である。(田中幹事)

問 道路を横斷する地方鐵道の工事を鐵道大臣が許可した後、に於て道路管理者は道路交通上支障ありと認むるときは道路の横斷の出願に付て之を不許可することを得るや

(富山 KK生)

答 鐵道大臣が鐵道工事の施行を認可するのは鐵道工事其のもの、認可であつて、此工事の爲にする他の公物を使用することの許可若は認可を包含しないことは、地方鐵道法第十六條が道路橋梁河川運河及溝渠等に關する工事の施設は所管行政廳の許可を受くべきことを規定した趣旨に徴して明かである、故に鐵道が道路を横斷することが道路交通上障害ありと認むるときに於ては當然其の許可を拒むことが出来る、併しながら其の横斷が交通上支障

あるや否やは認定問題であるから地方鐵道經營者は其の不許可處分に對して道路法第二十九條の規定に依り内務大臣に裁定を申請する途がある故に其の認定を慎重にせなければならぬ。(田中幹事)

問 自家用電氣の爲に道路に電柱を建設せむとする場合に管理者が之を拒みたるときは主務大臣に裁定を申請することが出来るや、(廳某)

答 普通の自家用電氣は勿論電氣事業法の規定を準用するものに在りても電氣事業法第九條の規定は道路法の規定に依る道路に適用しないこと、爲つて居るから(道路法第六十三條)本問は道路法第二十九條の規定に依つて解決すべきものである、同條は土地を收用又は使用することを得る公共の利益と爲るべき事業の爲に道路を占用せむとする場合に於て、管理者が正當の事由なくして其の許可を拒みたるときは主務大臣に占用の許可を申請することが出来る旨を規定して居るから、自家用電氣を使用する目的たる事業が土地を收用又は使用することが出来る、例へば水道事業の爲に自家用電氣を經營し之が爲に道路を占用する場合に於て許可を拒みたるときは水道事業が公共の利益と爲るべき事業であるから其の途を設けたのである、故に自家用電氣なるや否やに依つては本問を解決することが出来る、其の電氣を使用する事業の目的に依つて解決すべきである。(田中幹事)